

## 平成 2 1 年第 6 回防府市議会定例会会議録（その 6）

平成 2 1 年 9 月 2 9 日（火曜日）

### 議事日程

平成 2 1 年 9 月 2 9 日（火曜日） 午前 1 0 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 議案第 5 2 号 防府市自治基本条例の制定について  
（総務委員会委員長報告）
- 5 認定第 1 号 平成 2 0 年度防府市水道事業決算の認定について  
（水道事業決算特別委員会委員長報告）
- 6 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 8 号）  
（各常任委員会委員長報告）
- 7 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（総務委員会委員長報告）  
議案第 7 2 号 平成 2 1 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 7 4 号 平成 2 1 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 7 5 号 平成 2 1 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 7 6 号 平成 2 1 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 7 7 号 平成 2 1 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（以上教育民生委員会委員長報告）  
議案第 7 3 号 平成 2 1 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（産業建設委員会委員長報告）
- 8 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度防府市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（産業建設委員会委員長報告）
- 9 報告第 2 4 号 平成 2 0 年度防府市一般会計継続費精算報告について
- 10 報告第 2 5 号 平成 2 0 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について  
報告第 2 6 号 平成 2 0 年度防府市索道事業特別会計決算等に基づく資金不足比率の報告について

- 11 認定第 2 号 平成 20 年度決算の認定について
- 12 議案第 79 号 財産の取得について  
議案第 80 号 財産の取得について
- 13 議案第 81 号 損害賠償の額を定めることについて
- 14 議案第 82 号 防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について
- 15 議案第 83 号 平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 9 号）
- 16 決議第 3 号 議案第 83 号平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 9 号）  
に関する附帯決議（追加）
- 17 決議第 1 号 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害に際しての支援に感謝し、復旧・  
復興を誓う決議
- 18 決議第 2 号 平成 21 年 7 月 21 日豪雨災害被害の原因を究明し、改善を求  
める決議
- 19 請願第 2 号 移動図書館車導入に関する請願書
- 20 常任委員会の閉会中の継続調査について

#### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

#### 出席議員（27 名）

1 番	安藤二郎君	2 番	斉藤旭君
3 番	山田耕治君	4 番	河杉憲二君
5 番	山根祐二君	6 番	土井章君
7 番	松村学君	8 番	大田雄二郎君
9 番	木村一彦君	10 番	横田和雄君
11 番	田中敏靖君	12 番	山本久江君
13 番	田中健次君	14 番	佐鹿博敏君
15 番	弘中正俊君	16 番	高砂朋子君
17 番	今津誠一君	18 番	青木明夫君
19 番	重川恭年君	20 番	伊藤央君
21 番	原田洋介君	22 番	三原昭治君
23 番	藤本和久君	24 番	久保玄爾君
25 番	山下和明君	26 番	中司実君

27番 行重 延昭 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	松吉栄君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	小野寺光雄君	監査委員	今津誠一君

事務局職員出席者

議会事務局長 森重 豊 君 議会事務局次長 山本 森 優 君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、弘中議員、16番、高砂議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

あいさつ

議長（行重 延昭君） この際、さきの本会議において、防府市教育委員会委員に選任

されました鈴木隆子氏のごあいさつを受けます。

〔教育委員会委員 鈴木 隆子君 登壇〕

教育委員会委員（鈴木 隆子君） おはようございます。このたび教育委員再任の御承認を賜りました鈴木隆子でございます。再任のごあいさつに先立ちまして一言申し上げます。

さきの未曾有の集中豪雨による災害は、防府市にはかり知れない悲しみや困難をもたらしましたが、その一日も早い復旧に向けて、あらゆる角度、あらゆるお立場から献身的な御尽力をされている防府市議会に対しまして、一市民として心からの敬意を表すものでございます。

さて、改めまして、その大好きなふるさと防府創出という基本構想に基づく総合計画、5つの柱のうち主として教育委員会が担うべき分野は、「人づくり」という文言でもってその具現化が図られておりますが、いつの世にも人づくりこそ未来を開く礎になるものであるということをしかりと認識し、皆様方の御指導を仰ぎながら、強い覚悟で職責を全うしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

#### 市長行政報告

議長（行重 延昭君） それでは、これより市長行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 平成21年7月豪雨による災害の発生から早くも2カ月余りが過ぎたところでございます。行政報告に先立ちまして、改めてお亡くなりになられました方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様方に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、災害の発生直後から格別の御支援と御協力をいただきました自衛隊、警察及び消防団並びにボランティアの皆様、さらに激励のお言葉、支援物資、義援金をお寄せいただいた多くの皆様方に対しまして心から感謝申し上げます。

さて、土石流による被害を受けました右田及び小野地域の一部の地区につきましては、大量の土砂が残っておりますことから、二次災害による人的被害の発生を回避するため、避難勧告を継続しておりましたが、土砂で覆われた箇所には仮の水路と生活道を整備する作業が完了し、一定の安全が確保されましたことから、9月3日に避難勧告を解除いたしました。

これにより、すべての避難勧告を解除いたしましたので、7月21日から設置しており

ました災害対策本部を廃止し、8月4日から設置しております災害復興本部に全面的に移行し、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところでございます。

また災害復旧に関する財政支出につきましては、先月の市議会臨時会において、約33億円の補正予算を御承認いただいたところでございますが、このたびの災害が国において「平成21年6月9日から8月2日までの間の豪雨による災害」として「激甚災害」の指定を受けましたことから、農地等の災害復旧事業に係る国庫補助のかさ上げ等、本市に対する特別の財政援助が実施されることとなったところでございます。

次に、今回の集中豪雨により被害を受けました公共施設等の復旧状況でございますが、まず、市道につきましては、現在、土砂・流木の撤去や応急復旧を行いまして、ほとんどが通行可能となっております。

なお、災害復旧の必要な箇所は全体で約70カ所であり、そのうち補助事業の対象となる箇所は34カ所でございます。これにつきましては、今年度に査定を受け、今年度及び来年度中を目途に災害復旧工事を行うこととしております。また、単独市費で復旧を行う箇所につきましては、早期の復旧に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、林道でございますが、28カ所が被災し、そのうち3カ所は補助事業として査定を受けることとしております。

なお、小規模な斜面の崩れ等により通行が不能となった箇所は、応急復旧工事に対応しております。

次に、河川でございますが、市が管理する河川施設については、全体で約90カ所が被害を受けており、そのうち補助事業の対象となる箇所は26カ所、小規模災害の対象となる箇所は約20カ所でございます。残り約44カ所につきましては、既に応急復旧工事が完了しております。

なお補助事業の対象となる箇所につきましては、今年度及び来年度中を目途に工事を完了する予定でございます。

次に、農地及び農業施設でございますが、農地はあぜの損壊、土砂流入等により約28ヘクタールが被害を受けており、また、農業用施設につきましては、ため池、用水路等約182カ所が被害を受けております。このうち二次災害のおそれなどがある68カ所については応急復旧で対応しております。

次に、市の火葬場であります悠久苑についてでございますが、基幹施設である火葬炉及び火葬場設備の復旧を最優先に行っておりまして、本年10月中には部分的ではございますが、使用できる状態にしたいと考えております。

次に、市営大光寺原霊園についてでございますが、被害を受けられました使用者の皆様

のお気持ちを察すると余りあるものがあり、心からお見舞い申し上げる次第でございます。大光寺原霊園の復旧につきましては、去る9月12日、デザインプラザ防府での説明会において、意を尽くして御説明申し上げ、大方の使用者の皆様の御理解をいただきましたので、一刻も早く復旧工事に着手してほしいという強い御要望に沿いまして、早速9月17日から復旧工事に着手したところでございます。

なお、この説明会で御要望がありました墓園の永代使用料や管理料の返還、また見舞金の支給につきましては、支給のための所要の手續の整備とそれに要します経費を補正予算として今回お願いいたしております。何とぞ議員各位の御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、文化財につきましては、豪雨により崩壊した毛利氏庭園の表門内側の東部分が来年3月中旬には工事が完成すると伺っております。また阿弥陀寺の湯屋北面及び南面の土塀下部の一部剥離毀損につきましても、来年3月末までに工事が終了することとなっております。

以上、被害を受けました公共施設などの復旧状況について御説明いたしましたが、引き続き全力を挙げて復旧に取り組んでいく所存でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、義援金についてでございますが、9月28日現在、2,700件、9,979万9,947円の義援金が寄せられております。今後、義援金配分委員会において御協議いただき、被災された方々へお配りしてまいりたいと考えております。家屋の全壊、半壊、床上浸水の被害に遭われた方への見舞金につきましては、該当される191世帯の方へ、先月末日に関係書類をお送りし、現在180世帯の方が手續を済ませておられます。手續のありました方につきましては、今月中に支給いたしますとともに、手續がまだの方につきましては再度御連絡を差し上げたいと考えております。

終わりになりますが、引き続き、被災された方々への支援をはじめ、心のケア等につきましても、最大限の誠意をもって対応してまいりますとともに、今回の災害を教訓として、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、今後とも市民の皆様及び議員各位の御理解を御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑がございましたらお願いいたします。どうぞ。13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 既に記者会見などでも言われておりますし、また職員の異動の内示などでも明らかになっておりますが、新しく課をつくられて専任の職員を置かれる

という形の中で、防災危機管理というものが進んでくるんだろうと思います。

8月の臨時議会、あるいはこの一般質問の中で、防災対策について検証する、あるいはその結果をまとめるというような形になっておりますが、そういう形で報告書というか、そういったものがきちっと出るような形で作業が進んでおるのかどうか、災害についての行政報告ということですので、その辺についてあわせてお考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） お答えを申し上げます。

さきの議会でもお答えをいたしましたように、検証に当たってはそういった外部の委員さん、あるいはその被災された方々の意見も聞きながら検証するということといたしております。

実際の業務につきましては、御紹介ありましたように、この10月1日から新しい防災危機管理課というものを設置をいたしますので、その中で取り組んでいただくように今、諸準備をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、そういった報告書ができれば、議会に対しましてもお話をさせていただくということになるかと思いますので、またその節にはよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

#### 議案第52号防府市自治基本条例の制定について

（総務委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第52号を議題といたします。

本案は、総務委員会に付託されておりましたので、総務委員長の報告を求めます。斉藤総務委員長。

〔総務委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） さきの6月議会定例会におきまして、継続審査となりました議案第52号防府市自治基本条例の制定について、去る9月10日及び16日に委員会を開催し、審査いたしましたので、御報告申し上げます。

9月10日の委員会で条例の施行日などについて協議し、9月16日の委員会において、「原条例案について、条文整備をする必要があるため」とのことで委員から修正案が提出されましたので、修正案及び原案についてお諮りいたしました。

その中で、「この条例の趣旨、目的は、市民が市政に参画して、行政と協働することに

より、市民本位の行政を実現して、よりよいまちづくりを進めていくことと理解しており、この目的、趣旨には全く異論はない。しかし、原案、修正案、いずれも第2条の条例の位置づけにおいて最高規範とあるが、うたう根拠が見当たらない。それぞれの条例に優劣はなく、並列と考えるが、自治体の憲法と言われているため、最高規範というふうに規定されているが、根拠が説明できていない。また、原案では前文と第4条、修正案では第4条において、基本的人権の尊重とあるが、人権という言葉が正しく理解されていないのではないか。したがって、原案、修正案いずれも反対である」との意見がございましたので、まず、修正案についてお諮りいたしましたところ、挙手による採決の結果、賛成多数により修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案については、御異議がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 議案第52号防府市自治基本条例案、また修正案について、ともに反対の立場から討論をいたします。

これまで一般質問等でも指摘してまいりましたが、根拠なく最高規範をうたっておること、国民主権に反する外国人の政策形成過程への直接介入システムの構築につながりかねない市民の定義の問題等、この条例案は問題を挙げればきりがございません。が、本日は根本的な考え方の誤り、少なくとも私が誤っていると考えている点について指摘をさせていただきます。

まず、この自治基本条例というものについて、多くの市民が興味を示していないということ、市民が望んでいるという根拠がないということをもまずは指摘をしておきます。この条例は、市民参画、協働の推進をうたっているのにもかかわらず、条例案策定にかかわった市民はごくごく少数であるということ、そしてこのたび上程されました修正案、この作成にかかわった市民もほぼ皆無であるということ、この矛盾が解消されていないことは大きな問題であります。

原案について、このことを私は指摘させていただきましたが、修正案についても同じように市民の意見等が、全くお聞きする機会を設けられてないということで、同じく賛同できかねるということでもあります。

これまで導入されている市民の直接参加の仕組み　公募委員やパブリックコメントでございませぬが、これを利用する市民はごく少数であるということ、このように市政に直接参加をしようとする市民は全体のごく少数、1%未満に過ぎない。しかし、自治基本条例によって、このごく少数の市民から出された意見を市民の意見と定義することによって、多様な意見の排除につながってしまう危険性を持っております。

また、特定の思想・政策を支持しようとする者に利用される危険性は高まるばかりであります。ごく少数の者の声を「市民の意見」という言葉を使い、根拠なく市民全体の声として扱うことは、むしろ基本的人権を侵害し、民主主義を阻害するものであると私は考えております。

決して民主主義を否定するものではございませぬが、民主主義を万能であると考えても、私はおりませぬ。さきの衆議院選、その前の衆議院選の結果を見るときに、現下の社会情勢においては、いかに民主主義というものがもろいものであるかが露呈いたしました。自民・民主両党の根幹は変わっていないにもかかわらず、結果がここまで変わるというのは、いかにその時々瞬間の風によって有権者の行動が左右されるかを物語っております。

このような状況下において、個々の政策、施策について、市民、それもごく少数の市民の意見を殊さらに尊重するということは、市の政策の継続性、また大きなビジョンを立てて、これによってまちづくりを行う、こういうことを阻害する可能性を増大させることとなります。

この条例の冒頭には「基本的人権」という言葉がわざわざ使われ、個人の権利というものを至上のものとして扱っております。この個人だけが権利の主体とする考え方によって、行き過ぎた個人主義が社会を混迷させている現在の我が国の状況をさらに悪化させることは想像にかたくありません。

さらに、地方分権というものを地方主権などという誤った方向に進化させることをマニフェストで宣言した現政権下において、この種の条例が全国で制定されれば、国家の理念、国策というものは存在し得ない可能性すら生まれます。果たして我が国は国家の体を維持できるのかという危惧も生まれてくるわけあります。理念、政策の継続性を持たない国家、自治体は不安定、そして混乱を招き、結果的に市民の疑心暗鬼を招き、市民が安心して暮らすことを阻むことは自明の理であり、これが行き過ぎた個人主義、民主主義万能観の行き着く先であることを指摘しておきます。

そもそも自治基本条例の根底には社会契約論があり、これを妄信する人々、またこれを利用しようとする人々によって骨格がつけられているということを忘れてはなりません。社会契約論の逃避についてはもちろんのこと、全く文化が精神性の異なる民族からもたら

されたものを我が国に単純に採用していくことの是非についての議論がまずは行われてし  
かるべきであります。行き過ぎた個人主義、民主主義万能観に裏打ちされた個人の意見の  
やみくもな尊重という風潮がこの条例によって後押しをされ、多くの善良な市民の生活を  
不安に落とし入れ、さらに後世にわたってこの不安を引き継いでいくことになることを危  
惧してやみません。

自治基本条例が生まれてきた背景には、特定のイデオロギーを持つ団体、これが強力に  
推し進めようとしてきたことから、ある種の思想を持つ者が理想とする社会を実現しよう  
とする手段であるとの見方もございますが、別に市長や議会への批判が含まれるとも考え  
られます。特に、議会への不信感というものは大きく、執行部提案の議案をすべて可決し  
てしまう議会、任期中執行部提案議案に1回も反対することなく、また意見も述べない議  
員などを怠慢とみなし、議会が住民の意見を反映していないと、その存在意義に疑義を持  
った市民などのフラストレーションから生まれたとする見方も間違っていないと考えま  
す。

そういった批判に対し、じゃあ自分でやってみたらと、みずからの職務を市民に投げて  
しまうのでは逆切れだと私は考えます。必要なのは議員個々の資質を向上させ、二元代表  
制を強化する仕組みを整えることであります。

以上の理由から、議案第52号防府市自治基本条例案、そして修正案ともに反対の意思  
を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） まことに残念であります。原案、修正案、いずれにも反対  
をせざるを得ません。

先ほど委員長からの報告とちょっと重複をいたしますが、私はこの条例の目的・趣旨は  
市民が市政に参画し、市民が行政と協働することによって市民本位行政を実現し、よりよ  
いまちづくりをしていこうというところにこの目的があるというふうに考えております。  
その意味におきまして、この趣旨・目的には全く異論はありません。

実は私自身も協働の視点から、毎週土日にはまちの中で雑草の除草をしたり、あるいは  
花卉の栽培をしたり、そのような活動をしておるところであります。しかし、この条例の  
原案、修正案のいずれにおいて、まず第1点に、根拠のない規定がされておること、  
それから2点目には人権という、この条例には全く不必要な、かつ危険な思想を有する言  
葉が入っており、この2点は容認をすることができないので、残念ながらこの条例には反  
対をいたします。

まず第1点の根拠のない規定であります。修正案で申しますと、第2条「条例の位置

付け」の条文中に、「この条例は本市における自治の最高規範」とうたっております。で、何を根拠に最高規範と規定し得るのか、その確信の抱ける説明が得られておりません。私はそれぞれの条例には優劣はなく、並列であるものと思っております。根拠の不在のまま意図的にこの条例を一等高い地位に置き、最高規範と規定しておるわけで、根拠が説明できないのはまさに致命的欠陥条例であるということが言えます。他市の条例において、最高規範性をうたっておるから防府市もというのでは横並び行政の大きな弊害であると私は考えます。赤信号みんなで渡れば怖くないということではないでしょうか。私は赤信号は決して渡ってはならないということを強く申し上げていきたいと思っております。

それから2点目ですが、これは修正案の第4条自治の基本理念の条文中に、「基本的人権の尊重のもとに」という言葉を意図的に挿入しております。本来、基本理念は極めて簡潔に表現すべきところではありますが、この条例には全く必要のない人権主義をここに張りつけております。人権主義は百害あって一利なしであります。

そもそも人権という概念を発明したのはフランスであります。フランス革命におけるフランス人権宣言がその始まりです。日本では、人権がさますばらしい近代の哲理となされ、人権は保障されるべきもの、人権は自由を擁護するためになくしてはならないものとの錯覚が広く教示をされております。人権が一定の法秩序の中に納まるものなら問題はありますが、人権とはそもそも法秩序の中に納まり切らないものであります。人権とは自然権であって、実定法上の権利のように制限されない権利であります。無制限な権利であります。非文明社会の権利と言われているゆえんです。文明社会の文明的な自由と法秩序をもたらす国民の権利とは対極的もしくは対立的なものであります。このように、人権あるいは基本的人権は何者にも制限されない無制限な権利ですから、極めて危険な権利であります。

現にフランス革命においては、人権宣言のもと数十万人がギロチンで死刑、その他で大量殺りくされております。人権はテロルの教理と言われるゆえんであります。

2点目に、人権思想がいつ日本に入ったかということですが、これはアナキストでスターリン憲法を理想の憲法と考えていたGHQ民政局所属のロウスト中佐が1946年2月、現在の日本国憲法の第3章、つまり「国民の権利及び義務」の起草を担当したことによります。リベラルなアメリカ人であったホイットニー民政局長は、国民の権利よりワンランク下のシビルライツ、つまり公民権を発想し、ロウストにあくまでもシビルライツの章の起草を命じましたが、ロウストはこれを無視して勝手にファンダメンタル・ヒューマンライツ 基本的人権というフランス革命時のフランス的重要なポイントを、フランス的概念を墓場から掘り出して日本国憲法に刷り込んだ次第です。

重要なポイントを指摘しておきますが、日本国憲法を起草したアメリカ人の憲法には

「人権」という概念は皆無だということであります。それどころか、むしろこれを積極的に排除しております。無制限の権利である人権を認めれば国家の存立が危うくなるのは必至ということをよく理解しているからにほかなりません。私は防府市の条例に「人権」という危険性を持ち込んではないということを強く主張いたしまして、この条例に反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案の委員長報告は修正でありますので、まず委員会の修正案を起立により採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第52号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決をいたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第52号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

認定第1号平成20年度防府市水道事業決算の認定について

（水道事業決算特別委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 認定第1号を議題といたします。

本件については、水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。三原特別委員長。

〔水道事業決算特別委員長 三原 昭治君 登壇〕

22番（三原 昭治君） 認定第1号平成20年度防府市水道事業決算の認定につきまして、去る9月8日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部からの参考資料により説明を受け、審査を行ったものでございます。

初めに、水道事業会計決算について、審査の過程における質疑の主なものを申し上げます。

「有収率は平成18年度が90.4%、平成19年度が89.6%、平成20年度が

88.1%と、年々下がっている。その要因として漏水の増加が考えられるが、対応についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「有収率に含まれない水には、火災時の消防用水や配水管の洗管作業用水などもありますが、漏水も現実が増えております。平成20年度は、市民の皆様から漏水の通報を80件いただきましたが、平成19年度は47件でしたので、33件増加しております。また年次計画的に市内をブロックに分けて夜間漏水調査を行っていますが、平成20年度は25件の漏水を発見し、これも前年度より件数が増加しております。漏水の主な原因は老朽管の破損、いわゆるビニール管の破損ですので、今後は耐震性の強化といったことも含めて、漏水防止対策には力を入れていく必要があると考えております」との答弁がございました。

また、「石綿セメント管については、あと3,951メートルが残っているとの説明があったが、布設替えの今後の計画については、どう考えているのか」との質疑に対し、石綿セメント管の取りかえにつきましては、今後、年平均約1キロメートルを目標に布設替えの計画を立てており、平成24年度にはすべての更新を終わりたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「未給水地域はあとどのくらい残っているのか」との質疑に対し、「給水区域内で未給水になっているところは、配水支管が布設されていないところが、富海、戸田山地区で18戸、脇地区が9戸、牟礼、上坂本が30戸です。配水管がまだ布設されていないところが、切畑の西畑地区で54戸、上右田と小野地区で2,500戸あります。そのほかに、市内の中心部などで配水管は入っているけれども給水の引き込みがないところが約5,000戸あります。合計で約7,600戸の未給水があります」との答弁がございました。

これに対して、「いかにして未給水地域をなくしていくかということも公営企業としての水道事業の使命だと思うので、未給水地域の中でも、特に生活用水に困り、何十メートルも井戸を掘らなければならないような地域には、一日も早い給水をお願いしたい」との要望がございました。

次に、工業用水道事業会計決算について、審査の過程における質疑の主なものを申し上げます。

「人件費比率が収入の50%を超え、約8,000万円の人件費がかかっている。これは何人分の人件費か」との質疑に対し、「この人件費には、職員7人分と水道事業管理者の報酬の3分の1が入っています」との答弁がございました。

これに対して、「工業用水道事業は、ほとんど維持管理だけをしているのに、実際に7人の職員が必要なのか」との意見がございました。

また「水道事業会計に企業債繰上償還の財源として2億円の貸付金を支出しているが、貸付金の利率が0.52%では低いのではないか」との指摘がございました。

審査を尽くしたところで認定についてお諮りいたしましたところ、「当初予算の審議の際に反対した水道施設運転管理者等業務委託の予算が執行されているので、決算の認定には反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。12番、山本議員。

12番（山本 久江君） ただいま議題となっております認定第1号平成20年度防府市水道事業決算の認定につきましては認定しがたい旨、討論を行います。

このたびの決算では、平日夜間、土日祝日、年末年始等の水道施設運転管理業務等の委託が実施をされております。この業務委託につきましては、当初予算の審議の際に反対をいたしました。それは、行政は24時間安心・安全な水を供給する義務がありますが、そのために職員が責任をもってライフラインとしての水を供給することが市民への最大のサービスであると考えからでございます。

平成19年12月の行政改革委員会の答申は、職員20名以上削減となっておりますし、また、委託した業者の上下水道を含む水にかかわる世界的な業務展開を見ても、将来的には委託がさらに進められるのではないかと危惧いたします。極めて公共性が求められる水道事業を事業計画のために民間の業者に任せていくというのは認めがたいということで、この決算には反対の立場を表明いたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。認定第1号については、委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第1号については原案のとおり認定することに決しました。

議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算（第8号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第70号を議題といたします。

本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず総務委員長の報告を求めます。斉藤総務委員長。

〔総務委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算（第8号）中、総務委員会所管事項について、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程におけるコールセンター事業の質疑等の主なものを申し上げますと、「業務を民間委託するということで、機材や部屋の賃借料、電話の通話料、光熱費等すべて市が負担すると、偽装請負の疑いもあるのではないか」との質疑に対し、「山口労働局に確認したところ、単に労働力のみを提供する業務であっても、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」37号告知に関する質疑応答集にもありますように、単に労働力を提供する業務について、請負業務の処理に間接的に必要とされるもの、例えば業務場所の賃借料、光熱水費、発注者から請負事業主に提供されるもの、例えばロッカー等については、個別の双務契約までは必要なく、その利用を認めること等について、請負契約中に包括的に規定されていれば問題はないとの回答を受けております。また本事業は総務省の進める民間開放の推進計画に基づいて、特に電話代等はどうでしょうかと、山口労働局より厚生労働省に確認していただいたところ、包括的規定で問題はないとの回答を受けており、さらにコールセンターは、隔離された部屋におきまして、指揮命令権が一切市から及ばないということから、偽装請負には当たらないと考えております」との答弁がございました。

また、「個人情報漏洩したりする懸念がある中で、2分の1以上は離職者を対象に雇用という条件があるが、地元の人を雇用することになるのか」との質疑に対し、「募集に対する使用者の考え方になりますが、ふるさと雇用再生事業の要綱に基づき、採用を考慮しております。採用の内容につきましては、ハローワーク等を通じて広く募集することになっております。山口市も業務委託で実施いたしておりますが、4人すべてが地元の方を業者が採用されていると聞いております。個人情報の保護につきましては、個人情報保護条例などの規定の中で委託業務はできるのではないかと考えます」との答弁がございました。

また、「保育料や住宅使用料の滞納の徴収は徴収員がやっていると思うが、今までに個人情報について不手際があったか。また、その方たちは市内の方が、市外の方が」との質疑に対して、「担当課のほうで私人委託をしておりますが、市内の方に委託し、個人情報

についての問題はないと聞いております」との答弁がございました。

また、「隣の人に電話をすることもあると思うが、山口市はどのような対策をとっているのか」との質疑に対して、「知人等に電話するようなときは、オペレーターをかわったりする配慮をしていると聞いています」との答弁がございました。

「見込みとして約4,200万円を上げているが、山口市はどうか」との質疑に対し、「平成20年度で約2億2,100万円の実績がございます」との答弁がございました。

また、「20年度の税の現年課税の収納未済が約3億7,000万円あるが、滞納の累積がある人となない人を分けたらどうなるか」との質疑に対して、「正確な数字はありませんが、督促数から推計しますと、約3億円が現年だけの滞納繰越者です」との答弁がございました。

これに対し、「過去に滞納がある人に電話催告をしないということであれば、税、国保等の滞納額は7億円に満たないため、それに係数を掛ければ、目標の4,200万円を下回る」との意見がございました。

また「委託業者の採用した人が税の滞納者であるかどうかの確認はどうするのか」との質疑に対し、「業者が募集する上で、資格要件の中に市税等の滞納がないことを条件に付したいと考えています」との答弁がございました。

「ふるさと雇用再生特別基金関連事業の目的は、地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業を実施し、地域求職者等を雇い入れて安定的な雇用を創出するとある。しかし、将来のまちづくりの発展につながる議論がされていないが、どういう考え方を持ってこの事業を選んだのか」との質疑に対し、「市民への安定的な行政サービスを継続するためには、財源確保のために市税の滞納を解消し、完納していただく必要があり、税負担の公平性が図れ、福祉の向上につながるため、この事業はその目的に沿っていると考えます」との答弁がございました。

これに対して、「他市を見ると、環境等将来を見据えた事業をしている。本市でもこの補助事業の目的を考えて、一般財源でやるなど、考え直してはどうか」との意見がございました。

「他市はどのような財源でやっているのか」との質疑に対して、「県内では4市が実施、あるいはこれから実施されますが、これから実施されます下関市は、ふるさと雇用再生特別基金補助事業で実施されます。また県外でも何市か実施されていると聞いております」との答弁がございました。

コールセンターにかかる主な意見としまして、「公平性の観点から、収納率を上げなければいけないというのは理解できるが、この補助金は市民の福祉の増進に使うべきであっ

て、市役所のために使うべきではない」というものや、「プロポーザルの審査員は弁護士等のプロが審査するならともかく、職員にはプロの資金回収業者を審査する能力はないと思う」というものや、「民間では新規雇用が3人だが、市職員のOBは市民との接し方も上手で、そういう人ならば、同じぐらいの金額で六、七人雇え、個人情報保護にもなるのではないか」というものもございました。

審査を尽くしましたところ、修正案が提出されました。その内容につきましては、2款総務費1項総務管理費及び2項徴税費の補正額2,489万8,000円のうち、コールセンター業務に係る1,189万8,000円を減額するとともに、財源としての16款県支出金2項県補助金の補正額1億1,298万2,000円のうち、ふるさと雇用再生特別基金補助金559万2,000円を減額し、その差額630万6,000円を14款予備費1項予備費に増額する。あわせて、債務負担行為のうち、市税等コールセンター業務委託を削除するというものでございます。

この提案理由といたしまして、「税等の収納率の向上対策としてアウトソーシングをするのはやむを得ない。税の公平性の観点から、収納対策はあらゆる方法を使ってやることは理解している。しかし、第1に、この補助事業は市民の福祉の向上のために使われるというのが趣旨であるし、一般財源でやれば補助要綱の制約がなくなり、市職員や自衛隊、警察のOBを使うなど、もっと自由にやれること。第2に現年課税の滞納額約7億円のうち、過去に全く滞納がない人の金額は7億円を下回るので、それに計数を掛けると4,200万円の効果は期待できないこと。第3に、プロポーザルの審査について職員が民間のノウハウのよし悪しを判定するようだが、その能力があるのか。以上の理由により、コールセンター事業をやるならば、もっと精査して、一般財源で再度提案されることを期待する」とのことでもございました。

修正案についてお諮りしましたところ、「コールセンター事業は、補助事業として県の内諾も得ており、積極的に進めていくべき事業である」との、修正案反対、原案賛成の意見もございました。

挙手による採決の結果、賛成少数により修正案を不承認にした次第でございます。

次に、原案について、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。松村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりまし

た議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算(第8号)中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る9月17日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「社会福祉協議会交付金は災害ボランティアセンターに関する経費との説明があったが、社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを閉鎖し、復興支援センターとして継続されたが、その体制と活動内容はどうなっているのか。また災害ボランティアセンターの活動で購入したスコップなどの資機材はどうするのか」との質疑に対して、「復興支援センターには、現在2名の生活支援員がおられます。8月24日までは県内県外のボランティアのお力をお借りし、8月25日以降は、いわゆる社会福祉の考え方でやっていくということで、地元からの要望があれば、まずその自治会が、それができなければ市内のほかの自治会からのボランティアをお願いします。あるいは今でもボランティアをしたいと言われる方が登録しておられますので、そのコーディネート等を生活支援員が行っています。この生活支援員の人件費については、10月からの半年分を交付金に含めて計上しています。また災害ボランティアセンターの活動で購入されましたスコップや一輪車などの資機材については、市の防災倉庫などで保管していますが、地域のボランティア活動で必要なときにはお貸しすることになっております。最終的には市で管理する形になると思います」との答弁がございました。

これに対して、「災害ボランティアセンターが閉鎖され、復興支援センターにかわり、被災者や地域の方の中にはボランティア活動はもう終わったという認識が強いところがある。まだこういった形で残っているということを被災地もしくは被災された方々に再度周知していただきたい」との要望がございました。

また「火災警報器設置助成事業は、実際に対象者となる人がどのくらいいるのか」との質疑に対して、「火災警報器設置助成事業は65歳以上のひとり暮らしの高齢者とひとり暮らしの重度身体障害者を対象とした約3,500人がおられますが、その中で、まだ火災警報器を設置しておられない方、または御自分で既に設置しておられる方の人数の把握は難しい状況です。なお、市の助成によって設置された火災警報器の実績は、平成20年度までの総合計が547台で、今年度は4月から6月までが247台となっています」との答弁がございました。

これに対して、「民生委員や自治会を通じ、この制度があるということをお知りになり、希望者が増加してきている。この事業はもう1年あるので、制度の趣旨をさらに徹底していただき、今後の予算化も積極的に取り上げていただきたい」との要望がございました。

さらに「スクールガードリーダー事業とはどのようなことをするのか」との質疑に対し

て、「スクールガードリーダーは、市内各小・中学校28校をすべて回りまして、学校の通学路、学校の安全のシステム、防犯の状況などについて、学校職員と協議をしたり、実際に通学路等、学校の区域内を巡視して、安全について確認するということをいたします。人数は2人で、各学校につき約3回の訪問を予定しています」との答弁がございました。

これに対して、「各地域で見回り隊等も含めた防犯体制ができつつあるので、学校だけでなく、地域を巻き込んだ形での指導も今後検討していただきたい。また保護司会や防犯協力委員など、それぞれスクールガードという形で立ち上げているところもあるので、全体的な構図を見ながら体制についても考えていただきたい」との要望がございました。

また、「新聞報道では国の補正予算を見直して、事業が一応採択と決定していても、交付が決定していないものについては精査し、交付しないでほかに使うというようなことが言われている。本市も交付決定を受けていないものもあるようなので、この予算が決まっても事業の実施に当たっては慎重に対応していただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、このたびの豪雨災害に関する教育民生委員会所管事項について質疑を行いましたので、あわせてその質疑の主なものを御報告申し上げます。

最初に、「9月12日に大光寺原霊園の災害復旧工事についての説明会が開催され、持ち帰っていた被災者からの要望に対する回答をされたが、現状はどうなっているのか」との質疑に対して、「このたびの被害は、750区画余りの使用者に及んでおり、8月24日から29日にわたり、6回の説明会を開催しました。その際にお答えできなかった意見や要望を持ち帰り、弁護士や法医学の専門家、埋蔵文化財の専門家に相談し、9月12日に市長出席のもと改めて報告をしました。その席上、管理条例の見直しやお見舞金などを検討するという答弁をしております。その後、このたびの災害に限定した使用料や管理料の還付、見舞金の支給を限定に、市長、副市長と協議いたしまして、その結果を踏まえ、最終日に補正予算を追加上程させていただきたいと考えています。したがって、詳細に関しましては、この席上での説明を差し控えさせていただきたいと思います」との答弁がございました。

「大光寺原霊園については条例を改正するのか」との質疑に対して、「条例第13条のただし書きで、使用料及び管理料の還付につきましては、市長が特別の理由があると認めるときと規定し、施行規則第6条に還付の規定を設けております。そのため補正予算を認めていただきました後に規則の改正をいたします」との答弁がございました。

また、「大光寺原霊園の被災者の中には、墓石が破損して建て直さなくてはならないが、

生活保護を受給している方や低所得者の方など、経済状況により、建て直そうにもできないという話があるがどう考えているか」との質疑に対して、「9月12日の説明会のときにも融資制度についての御意見がありましたので、これについては金融機関と交渉してみたいと考えております」との答弁がございました。

さらに、「大光寺原霊園の復旧作業で遺骨が出てきた場合の保管はどうするのか」との質疑に対して、「使用者の方の区画付近の復旧作業の際は、事前に連絡し、遺骨を確認していただくこととなります。所有者が最終的にわからない遺骨はプレハブを設置して保管しようと考えております」との答弁がございました。

次に、子どもたちの登下校時の災害発生に備え、保護者や見守り隊など地域への連絡方法を検討していただきたいが、どうか」との質疑に対して、「今回の災害で、危機管理意識を改めてきちんと持つということで、保護者、地域への連絡を含めて、学校の中、登下校等あらゆる状況を考え、各学校の危機管理マニュアルを作成し直しました。また保護者への対応については、電話だけでなくメール等の配信を含めて考えていくように指示をしています」との答弁がございました。

以上で、教育民生委員会の報告を終わります。

議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。原田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） ただいま議題となっております議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算（第8号）中、産業建設委員会所管事項につきまして、去る9月18日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「勤労者福祉制度の普及状況はどうか。また、市内の中小企業を訪問して、制度への加入を能動的に働きかけるには専門的な知識が必要と思うが、どういう人を雇用するのか」との質疑に対し、「勤労者福祉制度は市広報やホームページ等によりお知らせはしているものの加入率は年々下がっています。業務はシルバー人材センターに委託し、中高年齢のある程度経験のある方を雇用していただくとともに、雇用した方が制度を十分理解されるよう研修もお願いすることとしております。また、制度への加入の拡大とあわせて、現在の利用が少ない市の融資制度についても説明することとしています」との答弁がございました。

「ニート対策としての職業的自立支援拡充事業はどのように取り組むのか」との質疑に対し、「ニート等の若者の自立を支援する国の若者サポートステーション事業の委託を受け、経験、実績のあるNPO法人コミュニティ友志会への委託を考えております。職場実

習の受け入れ企業を開拓し、職場実習では実習生に同行して仕事のフォローや相談を受けるなど専門のキャリアカウンセラーと一緒に支援いたします」との答弁がございました。

また「国の直轄事業の地元負担金について、国と県で議論されており、県事業負担金のあり方や負担割合の明瞭化の問題について、他市と連携して取り組んでいただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

次に、災害関連での質疑では、「ため池に大量の土砂が流れ込み、保水能力が落ちて二次災害が想定をされるが、対応はどうか」との質疑に対し、「危険性のあるため池は、ある程度、土砂、流木等を取り除き、災害応急として手当をしております。また、災害復旧事業として16カ所を申請する予定で、11月末までに国の査定を受け、順次実施してまいります」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 本案につきましては、7番、松村議員ほか2名の議員から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。7番、松村議員。

7番（松村 学君） 本修正案の趣旨として、徴税等は市の根幹業務であり、市職員が行うべきであること、県補助金の使途及び個人情報保護の観点から適切でないためであります。

よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 議案第70号平成21年度防府市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ただいまの修正案に賛成し、原案に反対の立場から討論を行います。

まず徴税事務は、あまたある市の事務事業の中でも根幹をなす事務であり、市職員がみずから行うべきであって、第三者に任せられる性格のものではございません。徴税吏員には徴収事務従事手当も支給されておりますが、この手当の趣旨からしても職員みずからが

行うべきものと考えております。

さらに百歩譲って第三者に任せるにしても、過度の人員削減の結果、職員の手が足りなくなつたためにアウトソーシングするものであり、この財源は人員削減で生じた財源を充てるべきであると考えます。

しかるに、当予算案では国のふるさと雇用再生特別基金補助事業による国庫を財源とした県補助金を財源にしておりますが、当該事業に係る国県の事業実施要領による地域内ニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業というものに合致していると考えなのか、県に照会しましたところ、市が判断すべき事項との回答を得ています。

そこで、私は言いかえれば、市役所の生活費に充てるこの事業が実施要領に合致している事業とは到底言えるものではなく、市民福祉の向上のために使用すべきであると考えております。さらに個人情報保護の観点からも危惧せざるを得ないと考えております。

以上の理由から、修正案に賛成の立場を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

13番（田中 健次君） 私も修正案に賛成をし、原案に反対の立場で討論をいたします。

一つ、この補正予算案で気になります点は、個人情報の保護であります。この事業についての先行自治体では、業務委託ではなくて、労働者派遣で堺市、福山市、あるいは周南市をはじめ、労働者派遣で事業を実施しております。労働者派遣であれば、直接指揮・命令系統になるという形で、個人情報保護についてもそれなりのものが図れるわけでありませけれども、今回は業務委託ということであります。

もちろん修正案に述べられておりますように、本来、市の職員が行うべきであるということはもちろんでありますけれども、そのことを一言、指摘をしたいと思います。

それから、この県の補助金の使途として、やはり不適當でないかということでもあります。既に下関市がこの補助金を使って事業をするということでもありますけれども、3月議会の答弁では、21年度は検討して、22、23年度に取り組むというような御答弁がされておりました。こういう形で、ほかの事業について何の提案もなく、このコールセンターのものだけがこういう形で、しかも防府市に確保されておりますその予算というもののほぼ半分を使ってすると。それによって、新たに生まれる雇用が多分3人程度ということであれば、この補助金の使途として適當であるのか、大いに疑念がわくところであります。

以上の理由から、修正案に賛成をし、また原案に反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） ただいま議題となっております平成21年度防府市一般会計

補正予算（第8号）の修正案に反対、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

修正案にあります個人情報の保護に危惧があるということですが、他の事業においてもこのようなことは行われております。個人情報につきましては、守り守らすことは当たり前のことであり、当然やっていくことでもありますので、これは事業として当然のことですから、今からやらせていくべきだということに思います。

またふるさと雇用再生事業として、せっかく雇用の拡大の機会があるものですから、この芽を摘むことはないということに思います。

また他市においても徴収の実績を上げているということも大変よいことであり、費用対効果を考えると、増収は考えるということで、この修正案については反対の立場をとらせていただきまして、原案については賛成いたします。

議長（行重 延昭君） ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、修正の動議も提出されておりますので、まず修正案について、起立による採決といたします。本修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第70号の修正案は、否決されました。

次に、原案について、起立による採決といたします。本案については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

議案第71号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

議案第72号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号平成21年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第75号平成21年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）

議案第76号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第77号平成21年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第73号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（産業建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第71号から議案第77号までの7議案を一括議題といたします。

まず総務委員会に付託されておりました議案第71号について、委員長の報告を求めます。斉藤総務委員長。

〔総務委員長 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました議案第71号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る9月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員会に付託されておりました議案第72号及び議案第74号から議案第77号について、委員長の報告を求めます。松村教育民生委員長。

〔教育民生委員長 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） ただいま議題となっております議案第72号、議案第74号、議案第75号、議案第76号及び議案第77号の5議案につきまして、去る9月17日、教育民生委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第72号平成21年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査の過程における主な質疑につきましては、「今回の補正では、繰越金が約3億4,500万円となり、基金への積立金に2億円、予備費に1億6,000万円が計上されている。市民の努力によるものが大きいので、まだ新型インフルエンザや医療費の問題など懸念されることもあるが、新年度の国保料への支援についてどう考えているのか」との質疑に対し、「このたびの繰越金には特別調整交付金が1億1,500万円含まれています。この交付金は県内20市町のうちの市町も要求しますが、このたび8市町が対象となったものです。基金の額については、今回の積立金を含めると約2億5,700万円になりますが、基金には過去3年間の医療給付費の5%を積み上げるようにという国の指導が出ていますので、本市の場合は約3億7,500万円となりますので、こ

の金額を目指しています。予備費については、新型インフルエンザが流行しておりますが、新型インフルエンザの現在の一般的な医療費で計上しますと、本市の被保険者が現在約2万9,000人ですので、仮に全員罹患したとしても、最低限の医療は受けていただけると考えております。財源的には、特別調整交付金の動向もありますが、現時点では、来年度は現状を維持したいと考えております」との答弁がございました。

また、議案第74号平成21年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号平成21年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）、議案第76号平成21年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第77号平成21年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑はございませんでした。

審査を尽くしましたところでお諮りいたしましたところ、5議案とも全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の5議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第73号について、委員長の報告を求めます。原田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） ただいま議題となっております議案第73号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、去る9月18日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

「下水道事業債が今年度末で約7億5,000万円程度増える見込みとなっているが、今後の推移はどうか」との質疑に対し、「管渠の敷設が平成30年度まで続くため、今後も年々市債残高が増え、ピーク時には総額で約280億円程度となる見込みです。敷設完了後は、大規模な修繕がなければ10年間で約2割程度減少していくと試算しております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号から議案第77号までの7議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第71号から議案第77号までの7議案については、原案のとおり可決されました。

議案第78号平成21年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）

（産業建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第78号を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託されておりましたので、産業建設委員長の報告を求めます。原田産業建設委員長。

〔産業建設委員長 原田 洋介君 登壇〕

21番（原田 洋介君） ただいま議題となっております議案第78号平成21年度防府市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、去る9月18日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって議案第78号については、原案のとおり可決されました。

報告第24号平成20年度防府市一般会計継続費精算報告について

議長（行重 延昭君） 報告第24号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 24 号平成 20 年度防府市一般会計継続費精算報告について御説明申し上げます。

本案は、平成 19 年 3 月、市議会定例会におきまして、継続費の設定をいただきました廃棄物処理施設建設事業 P F I アドバイザリー委託ほか 3 事業の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 24 号を終わります。

報告第 25 号平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第 26 号平成 20 年度防府市索道事業特別会計決算等に基づく資金不足比率の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 25 号及び報告第 26 号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 25 号平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第 26 号平成 20 年度防府市索道事業特別会計決算等に基づく資金不足比率の報告について、一括して御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年 4 月から全部施行され、平成 20 年度決算からは、決算に基づく各指標が一定の基準以上の場合には財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化等に取り組むこととなりました。

本案は、この法律の第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書をつけて御報告申し上げます。

まず報告第 25 号でございますが、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため、比率なしとなっております。実質公債費比率につきましては、10.4%、将来負担比率につきましては、49.5%でございます。いずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っているものでございます。

次に、報告第 26 号でございますが、これはさきに御報告いたしました水道事業会計のほか、索道事業特別会計、と場事業特別会計、青果市場事業特別会計及び公共下水道事業

特別会計が対象となるものでございます。いずれの特別会計も資金不足を生じておりませんので、比率なしとなっております。

なお、公共下水道事業特別会計につきましては、平成19年度決算に基づく資金不足比率が4.4%となっておりますが、計画的、段階的な赤字解消を行っていることにより、比率なしとなったものでございます。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率による本市の財政状況は、健全性を確保している段階に位置づけられているものではございますが、今後も厳しい財政状況が予測されますので、無駄を排除したスリムな行財政運営を行うとともに、効率的な公営企業の運営に務め、財政の健全性を堅持してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） ただいま健全化判断比率等の報告をいただきましたけども、各指標の市民への公表の方法はどのように考えておられるか教えてください。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 公表の方法ということでございますが、市広報、そしてインターネット、これで公表するようにいたしております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 市広報、インターネット等を活用していただくということは異存ないんですが、公表の仕方というか、内容を、ただ指標を並べただけではとても市民は、ちょっと、理解できる方というのは少ないだろうと考えています。

指標にどのような意味があるとか、例えば実質赤字比率とか資金不足比率でも、なしになったとしても、かなり余裕があってなしなのか、ぎりぎりでなしになったのかと、いろいろあるんで、そういったことも含めて、また、今後の見通し等も含めて、市民が読んで理解できるような工夫をして、公表をしていただきたいということを要望しておきます。

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第25号及び報告第26号を終わります。

認定第2号平成20年度決算の認定について

議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 認定第2号平成20年度決算の認定について御説明申し上げます

す。

この決算は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくものでございます。

なお、地方自治法第241条第5項の規定によりまして、決算書末尾の定額基金の運用状況を示す書類及びこれに対する監査委員の意見書をあわせて提出いたしております。また、決算の各部門における主要な施策の成果を説明する書類も資料として配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、一般会計におきまして予算現額384億6,531万7,451円に対しまして、収入済額は352億8,012万3,408円、支出済額は340億5,856万2,498円と相なり、歳入歳出差引額は12億2,156万910円となりますが、繰越明許費、継続費及び事故繰り越しの繰越金として、翌年度へ繰り越すべき財源が1億7,796万424円必要となるため、実質収支で10億4,360万486円の黒字決算となっております。しかしながら、引き続き厳しい状況にあることを十分に認識し、効率的な行政運営と財政の健全化になお一層の努力を傾注してまいる所存であります。

次に、特別会計でございますが、まず競輪事業特別会計につきましては、予算現額126億2,436万2,000円に対しまして、収入済額は123億9,197万4,573円、支出済額は、120億8,569万2,486円と相なり、歳入歳出差引額3億628万2,087円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、予算現額115億8,752万3,000円に対しまして、収入済額は117億6,966万9,965円、支出済額は、112億1,863万5,831円と相なり、歳入歳出差引額5億5,103万4,134円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、索道事業特別会計でございますが、予算現額7,931万円に対しまして、収入済額、支出済額とも、7,298万3,667円と相なり、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

次に、と場事業特別会計でございますが、予算現額1,176万4,000円に対しまして、収入済額、支出済額とも、1,023万4,928円と相なり、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

次に、青果市場事業特別会計でございますが、予算現額8,501万6,000円に対しまして、収入済額、支出済額とも、8,272万9,245円と相なり、歳入歳出差引額はゼロとなっております。

次に、同和地区住宅資金貸付事業特別会計でございますが、予算現額2億1,836万8,000円に対しまして、収入済額は2,668万8,088円、支出済額は2億1,796万6,991円と相なり、差引不足額1億9,127万8,903円を翌年度歳入から繰上充用いたしております。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、予算現額68億736万2,450円に対しまして、収入済額は56億6,585万8,063円、支出済額は59億612万4,615円と相なり、差引不足額2億4,026万6,552円と、繰越明許費繰越金として翌年度へ繰り越すべき財源の6,019万3,071円を合わせた3億45万9,623円を翌年度歳入から繰上充用いたしております。

次に、駐車場事業特別会計でございますが、予算現額3,203万2,000円に対しまして、収入済額は3,235万815円、支出済額は926万1,267円と相なり、歳入歳出差引額2,308万9,548円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、交通災害共済事業特別会計でございますが、予算現額2,337万6,000円に対しまして、収入済額は2,231万5,739円、支出済額は1,635万7,920円と相なり、歳入歳出差引額595万7,819円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、予算現額13億1,531万7,000円に対しまして、収入済額は12億8,106万345円、支出済額は13億1,195万5,590円と相なり、差引不足額3,089万5,245円を翌年度歳入から繰上充用いたしております。

次に、介護保険事業特別会計でございますが、予算現額77億4,659万8,000円に対しまして、収入済額は77億5,909万596円、支出済額は75億7,551万4,232円と相なり、歳入歳出差引額1億8,357万6,364円を翌年度へ繰り越しているものでございます。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計でございますが、予算現額13億4,838万3,000円に対しまして、収入済額は13億5,621万5,783円、支出済額は13億2,567万8,585円と相なり、歳入歳出差し引き額は3,053万7,198円となりますが、繰越明許費繰越金として、翌年度へ繰り越すべき財源が27万8,500円必要となるため、実質収支で3,025万8,698円の黒字決算となっております。

以上、一般会計及び特別会計それぞれの決算概要を簡単に御報告申し上げましたが、先ほど申し述べましたように、監査委員の審査意見書その他関係附属書類をお届けしておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の用があると認めますので、13名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第2号につきましては、13名の委員をもって構成する一般・特別会計決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これより、一般・特別会計決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり御指名をいたします。

事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（森重 豊君） では、御報告いたします。敬称は省略させていただきます。

青木議員、伊藤議員、大田議員、河杉議員、木村議員、斉藤議員、重川議員、高砂議員、田中健次議員、田中敏靖議員、弘中議員、松村議員、山根議員、以上の13名でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、一般・特別会計決算特別委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一般・特別会計決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしくをお願いいたします。

午前11時40分 休憩

午前11時53分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告をいたします。

委員長には松村議員、副委員長には大田議員、以上でございます。

ここで昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第 79 号財産の取得について

議案第 80 号財産の取得について

議長（行重 延昭君） 議案第 79 号及び議案第 80 号を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 79 号及び議案第 80 号の財産の取得について一括して御説明申し上げます。

本 2 議案は、本年 7 月 21 日に発生した土石流災害に出動した際に損傷を受け、使用不能となった消防ポンプ自動車並びに高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を更新しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、消防ポンプ自動車は株式会社初田消火器ほか 7 者により、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材は山口トヨタ自動車株式会社ほか 4 者により、それぞれ指名競争入札を行いました結果、消防ポンプ自動車は防府藤中ポンプ店が落札し、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材は藤村ポンプ株式会社が落札いたしましたので、これらと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して一括して質疑を求めます。13 番、田中健次議員。

13 番（田中 健次君） 災害によって使えなくなったという形で更新をされるということだろうと思うんですが、このうち高規格救急自動車の仕様を、最初に出されましたものと比べると若干仕様が違っております。今回提案されておりますものは 18 ページに、主要な高度救命処置用資機材一覧という形で自動体外式除細動器、そして患者監視装置という形で 2 つのものが示されております。それに対して、本会議初日即決で議決したものについては、その議案の 42 ページでは、今の 2 つのほかに自動式人工呼吸器、気管内挿

管チューブ、輸液セット、こういったものが資機材という形であります。

それで落札価格を見ますと、今回のもののほうが低いということになっているわけですが、けれども、こういう形で更新 やむを得ず更新するわけですが、そういうときには、ある程度、やはり内容的にそれなりの水準のものをかえるということのほうにすべきではないかという気がするんですが、この辺についてのお考えをちょっとお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） お答えいたします。

かなり金額的に低くなっております。これは、このことを説明いたしますと、たまたま高規格救急車と高度処置資機材、これの防衛省の補助金交付の決定を受けた救急車を仕様書もつくり、落札しておりました。これは9月1日に可決されております。で、値段も違うし、仕様が違うのではないかというような、今、お尋ねだったと思うんですが、実は、被災はしました。被災はしましたけれども、使えるものは使うと。中に積んである資機材で、使えるものは使うということで仕様書をつくって安くなっておるということで、全く国が示しております高規格救急車、それから高度資機材、これが不足しておるということではございません。

以上です。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第79号及び議案第80号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第79号及び議案第80号については、原案のとおり可決されました。

議案第81号損害賠償の額を定めることについて

議長（行重 延昭君） 議案第81号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 1 号損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成 2 1 年 5 月 7 日午前 9 時 1 0 分ごろ、主要県道防府環状線茶臼山トンネルにおいて、クリーンセンター職員が、左の前タイヤの空気が急激に抜けて、正常な走行が困難となったごみ収集車をトンネル内の内壁に接触させ、内壁及び非常用設備が破損した事故について、損害賠償の額を定めるものでございます。

この損害賠償につきましては、道路管理者である相手方と協議を行いました結果、その補修工事に係る費用を賠償することについて、合意したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、市が加入する自動車損害共済事業を行う社団法人全国市有物件災害共済会から、相手方に全額支払われることとなっております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 1 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 2 号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 8 2 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 8 2 号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防法の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 8 2 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 8 3 号平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 9 号）

議長（行重 延昭君） 議案第 8 3 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 先ほど市長より行政報告をいたしましたとおり、9 月 1 2 日に大光寺原霊園に関する説明会を開催させていただき、被災された利用者の方から貴重な御意見や御要望を多くいただきました。その中から対応できる事案につきましては、本日付で追加の補正予算を計上させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第 8 3 号平成 2 1 年度防府市一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げます。

まず第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 5 万円を追加し、補正後の予算総額を 4 2 5 億 4 5 1 万 8 , 0 0 0 円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により順を追って御説明いたします。

歳入でございますが、4 ページ、1 9 款繰入金 1 項基金繰入金の 4 目墓園管理基金繰入金につきましては、7 月豪雨により被災されました大光寺原霊園の F 区画と G 区画を利用されている方に、平成 2 1 年度の墓園管理料をお返しするために、基金繰入金を計上いた

しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。6ページ上段の4款衛生費1項保健衛生費の4目環境衛生費につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げましたが、今回の豪雨により被災されました大光寺原霊園のF区画とG区画を対象に、20節扶助費では、区画の被害の程度に応じて区画当たり2万円または5,000円を災害見舞金として支給する経費を計上するとともに、23節償還金利子及び割引料では、今回の7月豪雨災害を契機にF区画とG区画の返還を希望される利用者の方に永代使用料の半額となります、1区画当たり13万円の使用料の返還金を計上いたすものでございます。

また、9月17日から復旧工事にとりかかっておりますが、F区画とG区画においては7月21日の災害発生時から長時間に及び、墓園の管理ができない状態であるため、平成21年度に限り、1年間の墓園管理料の返還金を計上いたしております。

以上、今回の補正の内容につきまして御説明申し上げますが、収支をいたしまして、補正後の予備費を4億1,186万7,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。7番、松村議員。

7番（松村 学君） 見舞金等、今、計上されておりますが、今、永代使用料の返還ということが出ております。こういうものを得て、当然墓園區画をかわりたいとかですね、実際、12日の会議にも利用者のほうからお話があったと思いますけども、大光寺原からやはりかわりたいという声もあったということも聞いておりますが、そういうのもあわせて、しばらく使えないということもありますので、墓園區画の代替というものについて、市としてどのようにお考えなのか、ちょっと御所見をお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 墓園區画の代替ということでございますけれども、現在のところは、市といたしましては、代替については考えておりません。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） なかなか難しい問題ではありますけども、ほかにも市営墓地があるわけです、7つの市営墓地があるわけで、今、実際、空き状況等というのはどういうふうになっているのか、その辺についてお答えをお願いします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 墓園區画の空き状況でございますけれども、現在のところ、予定しております大光寺原が返還された分を含めまして、28区画ということになっております。（「ほかのところは」と呼ぶ者あり）ほかのところは空いてないというこ

とです。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 要望ですが、今、そういうことで大変お困りになっているそうです。そういうグループの方々からも私、陳情受けまして、ぜひその辺のところもこれから検討していただきたいと、強く要望いたしておきます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） 2点ほど質問をいたします。今回の追加補正で市営大光寺原霊園の被災者を対象に、倒壊2万円の130基、埋没5,000円の620基の見舞金が計上されておりますが、他の市営墓地や寺社等の墓地では災害がなかったというふうに判断をすればよいのか、あるいは他の墓地を対象外とするには別の理由があるのかをまず1点、お伺いをいたします。

2点目は、9月12日の説明会では、永代使用料の返還は契約によって無理だと、また返還には条例改正も必要であり、これが壁になっているかのごとく説明があり、参加者から、条例改正に反対する議員はいないじゃろうかというような怒号も飛んだところでございます。私は墓園条例第13条のただし書き、「市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない」を適用すれば返還は可能だし、返還額の決定は規則であるわけですから、やる気があれば半日でできると考えておりました。

しかし、今回の事例はこのただし書きになじまないと判断した上での市当局の回答と思い、議員提案で条例改正の提出を検討していたところでございますが、今回、条例改正はしないで返還金が予算計上されているのでございます。

そこで、説明会で条例改正が必要と回答した理由、根拠は何なのかをお伺いをいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私からは2点目のほうの御質問にお答えをさせていただきます。

私はあの折に、「必要とあらば条例改正も含めて」と、このように申し上げております。議員もあの場におられましたのでよく聞いていただいていたと思いますけども、条例の中に、市長ができる規定も中に入っております、それを適用することができるかということの後ほど聞きましたら、規則の中にもその規定があると、こういうことがはっきりわかりましたので、必要とあらば条例改正を議会にお願いしてでもという事柄が必要なくなつたと、このように御理解をいただけたらと思っております。

したがいまして、今回のような形で条例改正を伴わずに議案を出させていただいておると、このように2点目についてはお答えをさせていただきます。

1点目はそちらでお願いします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 市の墓園、それから民間も、ほかにもある、それで、崩れているところもあるだろうということで、なぜ大光寺原だけなのかということなのでございますけれども、見舞金はそれだけかということでございますけれども、市の墓園、西浦の岡山も崩れております、一部ですね。そのあたり等も考慮しましての、市の大光寺原だけの霊園というふうに考えておるわけではございません。

それと民間もあるのにということでございますけど、私の聞き及ぶ範囲では、国分寺の墓地が崩れているというふうなところを聞いております。ほかにも恐らくあるのではないかと思います。

それで、なぜ市の墓園だけかという考え方でございますけれども、我々といたしましては、今申しましたように、市の墓地だけでなしに、民地での墓地も災害に遭われております。しかしながら、大光寺原霊園という、このようなものにつきましては、西浦の岡山もそうでございますけれども、これは市営でございます。この管理地が、特に大光寺原につきましては750区画という大規模な範囲で被災しておるわけです。そのうちまた130基というものが流出したということにおいて、大変、お気持ちを察するところでございまして、そのあたりの意を尽くさせていただきたいということで、わずかではございますけれども見舞金をお支払いしたいということで予算を計上したものでございます。

防府市の災害見舞金、ございますけれども、この8月に認めていただきました、これにつきましては住宅の全壊、それから半壊、床上浸水と、そういったものについての見舞金でございます。これに照らし合わせましても、私ども、市営として提供いたしておるものでございますから、いわゆる地主でございます。地主がそれに見合っただけの、わずかではございますけれどもお見舞金をお支払いしてお気持ちを慰めたいという思いでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

6番（土井 章君） まず見舞金からですけれども、あくまで見舞金であるならば、被災をされた方の立場からしますと、市営の墓地であろうと墓園であろうと、あるいは民間の墓地であろうと墓園であろうと同じことなんですよ。それに一般財源をつぎ込むというのであれば、そこに差を設けるべきではないというふうに思います。

市営墓地、あるいは市営霊園について、管理者であるからということで管理責任を認められるんならそれはそれで結構ですよ。しかし、説明会でもあくまで自然災害である、責任は全くないという説明をされておるわけですから。だとするならば、完全な見舞金であ

って、見舞金であれば被災者の立場からすると、だれが持っている墓園であろうと同じであるということをおっしゃるを得ません。

また積算根基はあくまで730基、大光寺原霊園の数字が積算根基で上がっておりますが、今答弁では西浦の墓地も対象になるやの回答があったのかなという感じがしておりますが、積算根基には入っていないわけで、私の質問に対してそういう答弁をされたのか、あるいは最初から本当にそのことを対象にしようと考えておられたんなら、最初から予算計上すべきであったということをお指摘しておきます。

2番目の問題につきましては、市長は必要あらば条例改正をします。そうなんですよね。ところが、帰って検討してみたら何も条例改正しなくても済んだ。いかにもラフな勉強であれだけの説明会に臨まれたなど、非常に残念でなりません。果たしてそれが市長が申される誠意ある対応と言えるのでしょうか。誠意ある対応とは、やはりどうにかできんか、どうにかできんか、どうにかできんかということをお検討した上で、どうにもできんときにお断りをするのが誠意というものではないかというふうに思います。

一応回答して、そして相手の出方を伺い、何もなければそのまま、やかましかったら次の回答を出すというような駆け引きを使って回答を小出ししたわけで、市として絶対とるべきではない手段をとったと言わざるを得ないと思います。こういう手法をとると、弱者は泣き寝入りせざるを得ず、極端な表現をすれば声の大きい人は、まだ粘ればまた次の回答が得られるかもしれないとの期待感を持つ場合もあり、えてして話し合いはこじれることが多々あります。話し合いに臨むに当たっては、最初から最大限の誠意をもって話し合いに応じるべきであったとお指摘して、質疑を終わります。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 質疑を終えられたことでございますけども、今の土井さんの言葉の中で、私もどうにかならぬか、どうにかならぬかと、そういう本当に夜も寝れない思いの中で、本当に9月の12日を迎えたわけでございます。

そうした中から私なりに考えまして、ああいうふうな形で、必要とあらば条例改正をという言葉も確かに私から申しております。勉強不足だと言われれば、それまででございますが、どうにかしたい、どうにかしたいという思いの中から出た言葉であるということで、何とぞ御理解を賜りたいと思っておりますし、今回の大光寺原霊園で被災をされたたくさんの方々のお気持ちを考えますと、本当に工事によく着手させていただくことができた、9月12日から我が市の復興が本格的に始まったと、このぐらいの私は重い認識で、今回の事態を見詰めておりますので、何とぞ御理解賜りますように、質疑の終わった後でございますが、あえて一言述べさせていただきます。終わります。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） まず山口市も同様に墓地、霊園が大変被害を受けたということ聞いております。先般、山口市に問い合わせたところ、山口市の対応は、管理者として、土砂は撤去するが、墓石については個人の財産であるという観点から個人でやっていただくという、条例に従ってきちんとした対応でやっていくということを言っていました。

そこでちょっとお尋ねするんですが、先ほどから答弁の中で、市の管理地である、管理地であるという話が出てきてましたが、今後、市の管理する土地、管理地、また施設において災害が発生した場合は、同じように見舞金を支給されるのかどうかお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） このたびの豪雨は激甚災害、災害救助法が適用された激甚災害ということで大変な災害でございました。ということで、今回は庁内の復興の本部までつくって検討した結果、いわゆる管理権の及ぶところについてはお見舞金をというところまで至ったわけでございます。これは他の施設においても、御来庁者の方が遭われても見舞金等が出ますように、市の管理権の及ぶところについてはという発想のもとに踏ん切りました。

今後のことについては、とりあえず今、災害復興本部でそういう決断をいたしました。次の事案を見ながらケース・バイ・ケースで、その都度対応していきたいと思えます。未来にわたって、いわゆる見舞金というものがある、あるいは今後はないという決断までには庁内では至っておりません。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 一つだけ私、ちょっと理解できないのがあるんですけど、ケース・バイ・ケースというのは、どのような場合のケース・バイ・ケースか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） ケース・バイ・ケースという言葉が適切かどうかわかりませんが、今回は災害救助法とか、激甚を受けたと、大規模だったという前提のもとに庁内復興対策本部でそういう決定をいたしました。ケース・バイ・ケースと申し上げましたのは、次、どんな災害が起こるのか想像もつかないわけでございます。そういった意味で、先のことについてはよく決めていないということでございます。言葉が悪ければお許しをいただきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ケース・バイ・ケースというものが、私、まだ、言われたことがよく、まだ理解できません。これ一般財源から見舞金というものが出されております。どうして墓地だけなのか、市の管理地ということとということらしいんですが、全壊、半壊、床上まではいろいろ見舞金が出ます。しかし、床下は出ません。確かに墓地の方も大変だということは十分理解できます。床下にしても、さらに大変だということも私は現場で見えておりますので思っております。そのケース・バイ・ケースというのを一日も早く私たちに明示していただきたいと。今回だけは出すとかというのではなく、出すのだったらすべて出すというようにしていただきたいということをまず申し上げておきます。いいです、これで。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 動議を提出したいと思います。

この際、会派意見調整のため暫時休憩していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいま7番、松村議員から暫時休憩されたいとの動議がございましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩されたいとの動議は可決されました。暫時休憩をいたします。

午後1時30分 休憩

午後2時20分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） 先ほど、私の発言をちょっと訂正させていただきたいと思っております。先ほどの発言の中で、私が「市の管理地」という言葉を二、三回使ったのではないかと思っております。私の頭の中では管理地でなくして、「市営」というつもりで意味を考えておったので、このあたりで私自身も「市営」ということで訂正させていただ

きたいと思います。

議長（行重 延昭君） 引き続き質疑ありますか、83号について。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほど私がるる申し上げたことを十分酌んでいただいて、今後、必ず先ほどの件を検討していただく、実施していただくということで賛成といたします。終わります。

議長（行重 延昭君） 討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

議案第83号については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第83号については、原案のとおり可決されました。6番、土井議員。

6番（土井 章君） 動議を提出いたしたいと思います。内容は、議案第83号平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）に係る墓地被災者への見舞金に関し、附帯決議案の動議でございます。よろしくお取り計らい方、お願いをいたします。

議長（行重 延昭君） ただいま6番、土井議員より、議案第83号平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）に関する附帯決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。賛成者は御起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩といたします。議会運営委員会の皆様

方、大変申しわけございませんが、第1委員会室に御参集ください。

午後2時24分 休憩

午後2時31分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

決議第3号議案第83号平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）に関する  
附帯決議

議長（行重 延昭君） ただいま開催されました議会運営委員会におきまして、先ほど提出されました動議については、直ちに議題といたしたい旨の協議がなされましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第3号議案第83号平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）に関する附帯決議案を議題といたします。ここで附帯決議案配付のため暫時休憩といたします。

午後2時31分 休憩

午後2時33分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。6番、土井議員。

〔6番 土井 章君 登壇〕

6番（土井 章君） 決議第3号平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）に関する附帯決議について、提案理由の説明を行います。

平成21年度防府市一般会計補正予算（第9号）において、防府市営大光寺原霊園の被災者に対する災害見舞金が計上されておりまして、その財源は一般財源となっております。いわゆる税等を財源に見舞金を支出するのであれば、大光寺原霊園の被災者と他の市営墓地や寺社等の墓地の被災者との間に差を設けるべきではなく、今回の措置は著しく公平性を失っていると言わざるを得ません。このことを踏まえ、予算の執行に当たっては、下記事項に留意すること。

一つ、見舞金の支出に当たっては、すべての墓地、被災者を平等に扱うこと、右決議する。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） ただいま議題となっております附帯決議につきましては、一部に不適切と思われるところがありますので、反対をさせていただきます。

その内容は、記として、見舞金の支給に当たっては「すべての」という言葉があります。「すべて」というところにひっかかるところです。民法でいきますと、自然災害の場合の賠償はしなくてもよい、それから所有者がその被害を与えた人に賠償することは免除されておりますが、見舞金等補償することについてまでは妨げてないようです。このことから考えますと、市の所有であるということで見舞金を出されることについては何ら異議ありませんが、「すべての」ということになると、個人所有地の墓地にまでそれが及びますので、そこまでは市の責任ではないというふうに思います。

また、あちらこちら墓地というのは山の中にもありますし、まだ台帳にも載ってないような墓地もあります。そういうことがすべてきちっとされた上で議論すべきだと思いますので、この「すべて」ということについて反対をさせていただきます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） ただいま出されました附帯決議に対して反対の立場で申し述べさせていただきますと思います。

墓地の被災者の方々に対して何らかの形でお見舞いを申し上げるのは要望したいところでありまして、義援金の配分の協議の中にもそのような方々を対象者として上げていただきたいということは以前も申し上げたことがございます。

しかしながら、この予算に関して言えば、現時点で「すべての墓地、被災者」としてくられ、附帯することに関しては、市の全体の墓地の被災状況と、墓地とする定義等が明確に示されていない今の段階でありますので、大変難しいのではないかと考えております。よって、認めがたい旨、表明をいたします。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。決議第3号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第3号については、原案のとおり可決されました。市長。

市長（松浦 正人君） ただいま決議3号が可決をされたわけでございます。議員の皆様方にはよくよく御存じのことと存じますが、決議は拘束力はございません。しかしながら、議会の皆様方が決議をされたということは、大変私どもとしては重く受けとめねばならないのではないかと、このような気持ちがございますが、法律の顧問弁護士等々とも相談をいたしまして、皆様方の御決議がしかるべき法にのっとっているものであるのか否か、そこらあたりをしっかりと精査をさせていただき、執行部として対応させていただきたいと思っております。

なぜならば、市で営んでおります大光寺原霊園は、これは750基の所有者の皆様方のやむにやまれぬ御心情というものを私どもが何とかしてお酌み取りをしたい、何とかして受けとめさせていただきたい、そういう思いの中で、あのような形で補正の中に組み込まさせていただき、570万円もの税金を使わせていただいたわけでございます。

これは市で営んでいる墓地であればこそ、私ども市政を預かるものとして、また議会の皆様方も同じ思いを恐らくなさるのであらうと、こういう思いの中でお願いをいたしたわけでございます。これは満場一致で可決をいただいたところでございますが、それに関して、ただいまのこの附帯決議というものは、余りにも、現実の法に照らし合わせてみても、私は妥当性を著しく欠いていると、このように思わざるを得ないということをあえてここで表明をさせていただきます。お許しく下さいませ。

議長、ありがとうございました。

決議第1号平成21年7月21日豪雨災害に際しての支援に感謝し、復旧・復興を誓う決議

議長（行重 延昭君） 次の議事に入ります。決議第1号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。4番、河杉議員。

〔4番 河杉 憲二君 登壇〕

4番（河杉 憲二君） それでは、平成21年7月21日豪雨災害に際しての支援に感謝し、復旧・復興を誓う決議の補足説明をいたします。

その前に、改めまして、今回の豪雨災害でお亡くなりになられた方々、御遺族、被災に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今回の豪雨災害によりまして、防府市は甚大な被害を受けたわけですが、これに対しまして自衛隊、警察、各消防、NPOの方々などには懸命に救出捜索活動をしていただきました。また国、県、近隣の市から復旧への応援をいただきましたことは、二次災害の防止や交通の確保等に大きな力となりました。さらに、県内はもとより全国各地から駆けつけ、炎天下で献身的に復旧支援活動に取り組んでいただいたボランティアの皆様や、全国各地から寄せられた温かい激励と義援・支援金品の数々は、被災者に復興に向けて立ち上がる勇気を与えてくださいました。これらすべての皆様の御支援を市民は長く記憶にとどめるとともに、感謝の気持ちを語り、引き継いでいきたいと思えます。

本市議会は、市民を代表して、全国の皆様からの温かい励ましと御支援に深く感謝し、一日も早い復旧・復興に向け、さらに今後の防災、減災対策に一丸となり、全力で取り組むことを固く誓います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第1号については、原案のとおり可決されました。

決議第2号平成21年7月21日豪雨災害被害の原因を究明し、改善を求める決議

議長（行重 延昭君） 決議第2号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。  
20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番（伊藤 央君） 決議第2号平成21年7月21日豪雨災害被害の原因を究明

し、改善を求める決議について、提出者として提案理由を説明させていただきます。

まずもって、このたびの災害によって命を落とされた14名の方々に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられました多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

市民の安心・安全な生活を確保するために、市民・議会・行政が一体となって、復旧・復興、そして防災・減災へ取り組んでいくことが必要であると考えております。そのためには一日も早くこのたびの災害被害の原因を究明することが不可欠であることから、この決議案を提出いたします。

内容については、お手元に配付してあるとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。11番、田中敏靖議員。

11番（田中 敏靖君） 決議第2号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

まず、このような執行部に対する決議は、私はなじまないものだと思っております。災害関連に関しましては、臨時議会や9月議会の一般質問等で十分議論されたと考えております。

決議第1号でもありましたように、本議会自身が今後の防災被災対策に一丸となり、全力で取り組むことを誓うとあり、またこの決議案の中にも防災対策を見直し、安心・安全な防府市を行政・議会・市民が一体となつてつくり上げることの必要性を痛感しているとあります。

市が必要な措置を怠ったと指摘されておりますが、昨年3月に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定場所が公示され、今日に至るまで、議会はその対策に対し、特に目立った動きはなかったように思います。

対応のおくれを指摘されておりますが、議会にも責任があると考えますので、一方的に市の反省を求めることに反対いたします。

議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

決議第2号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第2号については、原案のとおり可決されました。

#### 請願第2号移動図書館車導入に関する請願書

議長（行重 延昭君） 請願第2号を議題といたします。紹介議員の補足説明を求めます。13番、田中健次議員。

〔13番 田中 健次君 登壇〕

13番（田中 健次君） それでは、請願第2号、紹介議員は私と伊藤議員、高砂議員でありますけれども、代表して提案をさせていただきます。

請願の提出者は、防府市図書館利用者サークル連絡会代表、富永鳩山氏でございます。

請願の趣旨でありますけれども、防府市立防府図書館が平成18年11月に駅前の再開発ビル、ルルサス防府に移転して3年近くたちました。大変喜ばれておるわけですが、交通に便利な市街地とはいえ、周辺部の子どもたちや高齢者の方々にはやはり利用しにくいという実情がございます。

山口県内におきましては、8市、岩国、周南、下松、山口、宇部、萩、長門、下関が移動図書館車を県内では運行しております。人口が10万人以上の都市で移動図書館車がないのは防府市だけという実情になっております。

また、移動図書館車は、子どもたちが健やかに豊かな心をはぐくみ、学び続けていくためにも有意義だというふうに言われております。国の「子ども読書活動推進基本計画（第2次）」では、移動図書館は図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、各地方公共団体は移動図書館車の整備に努める、このようにも明記されております。このたびの未曾有の豪雨災害から立ち直り、歴史と文化と産業のまち・防府の活力ある発展のためにも、ぜひ移動図書館車を早急に整備をいただき、こういう内容でございます。ぜひ御採択いただきますように、よろしく願いをいたします。

以上で提案を終わります。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、請願第2号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第111条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第6回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。お疲れでございました。

午後2時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年9月29日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員

弘 中 正 俊

防府市議会議員

高 砂 朋 子